○南魚沼市工場立地地域準則条例

平成２４年６月１５日

条例第３５号

（趣旨）

第１条　この条例は、工場立地法（昭和３４年法律第２４号。以下「法」という。）第４条の２第２項の規定に基づき、公表された準則（以下「法準則」という。）に代えて適用すべき準則を定めるものとする。

（定義）

第２条　この条例における用語の意義は、法の規定の例による。

（区域の範囲並びに緑地及び環境施設の敷地面積に対する割合）

第３条　この条例を適用する区域及び当該区域の範囲並びに当該区域における緑地及び環境施設の面積のそれぞれの敷地面積に対する割合は、次のとおりとする。

区域の範囲	緑地の面積の敷地面積に対する割合	環境施設の面積の敷地面積に対する割合
都市計画法（昭和４３年法律第１００号）第８条第１項第１号の準工業地域	１００分の１０以上	１００分の１５以上
都市計画法第８条第１項第１号の用途地域の指定のない区域	１００分の５以上	１００分の１０以上

附　則

（施行期日）

第１条　この条例は、公布の日から施行する。

（既存工場等に係る面積の算定）

第２条　次項に定める場合を除き、昭和４９年６月２８日に設置されている又は設置のための工事が行われている法第６条第１項に規定する製造業等に係る工場又は事業場（以下「既存工場等」という。）が第３条の表の上欄における区域の範囲内に存する場合であって、当該既存工場等において、生産施設の面積の変更

（生産施設の面積の減少を除く。以下同じ。）が行われるときは、同表の上欄に定める割合に適合する緑地及び環境施設の面積の算定は、それぞれ次の各号に掲げる式によって行うものとする。

（１）　当該生産施設の面積の変更に伴い設置する緑地の面積

$G \geqq (P/\gamma)(0.1-(G_0/S))$

ただし、$(P/\gamma)(0.1-(G_0/S))>0.1S-G_1>0$のときは、$G \geqq 0.1S-G_1$とし、$0.1S-G_1 \leqq 0$のときは$G \geqq 0$とする。

これらの式において、G、P、γ、G_0、S及びG_1は、それぞれ次の数値を表わすものとする。

G　当該変更に伴い設置する緑地の面積

P　当該変更に係る生産施設の面積

γ　当該既存工場等が属する法準則別表第１の上欄に掲げる業種についての同表の下欄に掲げる割合

G_0　当該変更に係る届出前に設置されている緑地（当該届出前に届出られた緑地の面積の変更に係るものを含む。）の面積の合計のうち、昭和４９年６月２９日以後の当該変更以外の生産施設の面積の変更に伴い最低限設置することが必要な緑地の面積の合計を超える面積

S　当該既存工場等の敷地面積

G_1　当該変更に係る届出前に設置されている緑地（当該届出前に届け出られた緑地の面積の変更に係るものを含む。）の面積の合計

（２）　当該生産施設の面積の変更に伴い設置する環境施設の面積

$E \geqq (P/\gamma)(0.15-(E_0/S))$

ただし、$(P/\gamma)(0.15-(E_0/S))>0.15S-E_1>0$のときは、$E \geqq 0.15S-E_1$とし、$0.15S-E_1 \leqq 0$のときは$E \geqq 0$とする。

これらの式において、E、P、γ、E_0、S及びE_1は、それぞれ次の数値を表わすものとする。

E　当該変更に伴い設置する環境施設の面積

P　当該変更に係る生産施設の面積

γ　当該既存工場等が属する法準則別表第１の上欄に掲げる業種についての同表の下欄に掲げる割合

E_0　当該変更に係る届出前に設置されている環境施設（当該届出前に届け出られた環境施設の面積の変更に係るものを含む。）の面積の合計のうち、昭和４９年６月２９日以後の当該変更以外の生産施設の面積の変更に伴い最低限設置することが必要な環境施設の面積の合計を超える面積

S　当該既存工場等の敷地面積

E_1　当該変更に係る届出前に設置されている環境施設（当該届出前に届け出られた環境施設の面積の変更に係るものを含む。）の面積の合計

２　法準則別表第１の上欄に掲げる２以上の業種に属する既存工場等が、第３条の表の上欄における区域の範囲内に存する場合であって、当該既存工場等において生産施設の面積の変更が行われるときは、同条の表の上欄に定める割合に適合する緑地及び環境施設の面積の算定は、それぞれ次の各号に掲げる式によって行うものとする。

（１）　当該生産施設の面積の変更に伴い設置する緑地の面積

$$G \geqq \sum_{j=1}^{n} (P_j / \gamma_j) \quad (0.1 - (G_0 / S))$$

ただし、$\sum_{j=1}^{n} (P_j / \gamma_j) \quad (0.1 - (G_0 / S)) > 0.1S - G_1 > 0$ のときは、$G \geqq 0.1S - G_1$ とし、$0.1S - G_1 \leqq 0$ のときは $G \geqq 0$ とする。

これらの式において、G、n、P_j、γ_j、G_0、S及びG_1は、それぞれ次の数値を表わすものとする。

G　当該変更に伴い設置する緑地の面積

n　当該既存工場等が属する業種の個数

P_j　当該変更に係るj業種に属する生産施設の面積

γ_j　j業種についての法準則別表第１の下欄に掲げる割合

G_0　当該変更に係る届出前に設置されている緑地（当該届出前に届け出られた緑地の面積の変更に係るものを含む。）の面積の合計のうち、昭和４９年６

月２９日以後の当該変更以外の生産施設の面積の変更に伴い最低限設置することが必要な緑地の面積の合計を超える面積

S　当該既存工場等の敷地面積

G_1　当該変更に係る届出前に設置されている緑地（当該届出前に届け出られた緑地の面積の変更に係るものを含む。）の面積の合計

（２）　当該生産施設の面積の変更に伴い設置する環境施設の面積

$E \geqq \sum_{j=1}^{n} (P_j / \gamma_j)$ （０．１５－（E_0／S））

ただし、$\sum_{j=1}^{n} (P_j / \gamma_j)$ （０．１５－（E_0／S））＞０．１５S－E_1＞０のときは、E≧０．１５S－E_1とし、０．１５S－E_1≦０のときはE≧０とする。

これらの式において、E、n、P_j、γ_j、E_0、S及びE_1は、それぞれ次の数値を表わすものとする。

E　当該変更に伴い設置する環境施設の面積

n　当該既存工場等が属する業種の個数

P_j　当該変更に係るj業種に属する生産施設の面積

γ_j　j業種についての法準則別表第１の下欄に掲げる割合

E_0　当該変更に係る届出前に設置されている環境施設（当該届出前に届け出られた環境施設の面積の変更に係るものを含む。）の面積の合計のうち、昭和４９年６月２９日以後の当該変更以外の生産施設の面積の変更に伴い最低限設置することが必要な環境施設の面積の合計を超える面積

S　当該既存工場等の敷地面積

E_1　当該変更に係る届出前に設置されている環境施設（当該届出前に届け出られた環境施設の面積の変更に係るものを含む。）の面積の合計

３　前２項の規定は、既存工場等が条例第３条の表の下欄の区域の範囲内に存する場合について準用する。この場合において規定中「０．１」とあるのは「０．０５」と、「０．１５」とあるのは「０．１」と読み替えるものとする。